

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領

(総則)

第1条 この要領は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団民家防音工事助成金交付要綱第22条に規定する防音サッシ本体交換工事の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(防音サッシ本体交換工事)

第2条 防音サッシ及び防音室ドア（以下「防音サッシ」という。）本体交換工事は当該箇所が防音工事実施後10年以上経過し、防音サッシの部品交換が出来ない又は行っても防音機能の改善が不可能な場合に実施するものとする。

2 防音工事により設置した防音サッシを、自己負担により交換したサッシについて実施するものとする。

(事務の流れ)

第3条 基本的な事務の流れは、別紙1によるものとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、民家防音工事を実施した住宅に居住する者であって、住民票によるほか生活実態等を勘案のうえ確認する。

(交換の判断)

第5条 防音サッシの本体交換の要否については、既設サッシメーカーからの報告により別に定める防音サッシ本体交換判定検討委員会の設置及び運営に関する規程において判断する。

2 理事長は、前項の申請があった防音サッシの本体交換の要否について防音サッシ本体交換判定通知書（別紙2）を交付する。

(業者選定)

第6条 防音サッシの本体交換が必要と判断された場合、助成対象者が工事施工業者を選定する。

(適用範囲)

第7条 防音サッシ本体交換工事に伴い生ずる工事のうち助成対象とするのは次に掲げるものとし、それ以外のものは所有者等の負担とする。

- (1) 外壁、雨戸敷居、雨戸鴨居、雨戸戸当たり及び戸袋の撤去復旧
- (2) 敷居又は鴨居が沈下等している場合の矯正
- (3) 捨枠等の補修材

(助成金の額)

第8条 財団が助成する額は、防音サッシ本体交換工事に要する費用として、1箇所当たりの限度額を別表1、別表2のとおりとし、工法、世帯人数別の限度額を別表3とする。

(助成金の交付の決定)

第9条 第5条により防音サッシ本体交換を認められた者は、防音サッシ本体交換工事助成金交付申請書(別紙3)を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書について書類審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る内容が助成対象事業として適正であると認められるときは、当該申請者に対して防音サッシ本体交換工事助成金交付決定通知書(別紙4)を交付する。

(工事請負契約)

第10条 第9条の交付の決定を受けた者は、防音サッシ本体交換工事に係る工事請負業者を選定し、別紙5により工事請負契約を結ぶものとする。

(助成金の交付の条件)

第11条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を附することができる。

(事情変更による決定の取り消し)

第12条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他理事長が特に必要と認める場合限る。

(助成事業の遂行)

第13条 第9条第2項の規定により防音サッシ本体交換工事交付決定通知書の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況の報告等)

第14条 理事長は、助成対象工事の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、助成事業者に対して、当該助成対象工事の状況に関し、報告を求め、又は調査することができる。

(工事の完了届等)

第15条 助成事業者は、防音サッシ本体交換工事の完成後7日以内に、防音サッシ本体交換工事完成報告書(別紙6)を、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、現地調査等により、当該事業の完了を確認するものとする。

(民家防音工事助成事業の実績報告)

第16条 前条第2項に規定する事業完了の確認を受けた助成事業者は、事業完了の日から30日以内に防音サッシ本体交換工事实績報告書(別紙7)を、理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第17条 理事長は、前条に規定する防音サッシ本体交換工事实績報告書を受理したときは、当該報告書に係る防音サッシ本体交換工事の成果が助成金の交付決定及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定して助成金額確定通知書(別紙8)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第18条 前条に規定する助成金額確定通知書を受けた助成事業者は、理事長に対し、助成金給付申請書(別紙9)を別に定める期日までに提出しなければならない。

(助成金給付申請)

第19条 前条に規定する助成金給付申請書の提出に当たっては、当該申請書に委任状(別紙10)及び送金依頼書(別紙11)を添付するものとする。

2 前項の送金依頼書により指定する振込指定金融機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。

3 送金依頼書に記載された振込指定金融機関の預金口座に誤りがあり、その誤りを起因として発生した手数料等は、送金依頼者が負担するものとする。

(決定の取り消し)

第20条 理事長は、助成事業者が次に掲げる各号の一に該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を他の用途に使用したとき。

(2) 助成金の交付の決定内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく財団の処分に違反したとき。

(3) 虚偽の申請又は不正な行為があったとき。

2 前項の規定は、助成事業について助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

3 第9条第2項の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第21条 理事長は、助成金の交付の決定の取り消しをした場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 助成事業者は、第20条第1項の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(他の助成金の一時停止等)

第23条 理事長は、助成事業者が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

(助成金残存額の返還)

第24条 助成事業者（助成を受けた者）が、防音サッシ本体交換工事を実施した住宅の完成検査日から10年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、次に定めるとおりサッシ本体部分の残存価格を返還するものとする。

(1) 残存価格は、再助成の完成検査日より過去10年以内に施工した防音サッシ本体交換工事の助成額の累計が、B工法で200万円以上、C工法、谷間工法及び準谷間工法で100万円以上の場合は、防音サッシ本体交換工事の完成検査日から10年を耐用年数として、定額法により算出する。

(2) 火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

(延滞金)

第25条 助成事業者が、前項の規定により残存額の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

附則1

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則2

(経過措置)

助成金残存価格の返還に関する第24条の規定は、第9条第1項に基づく交付申請分から適用する。

附則

この要領は、平成25年5月14日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月21日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月12日から施行する。

附則

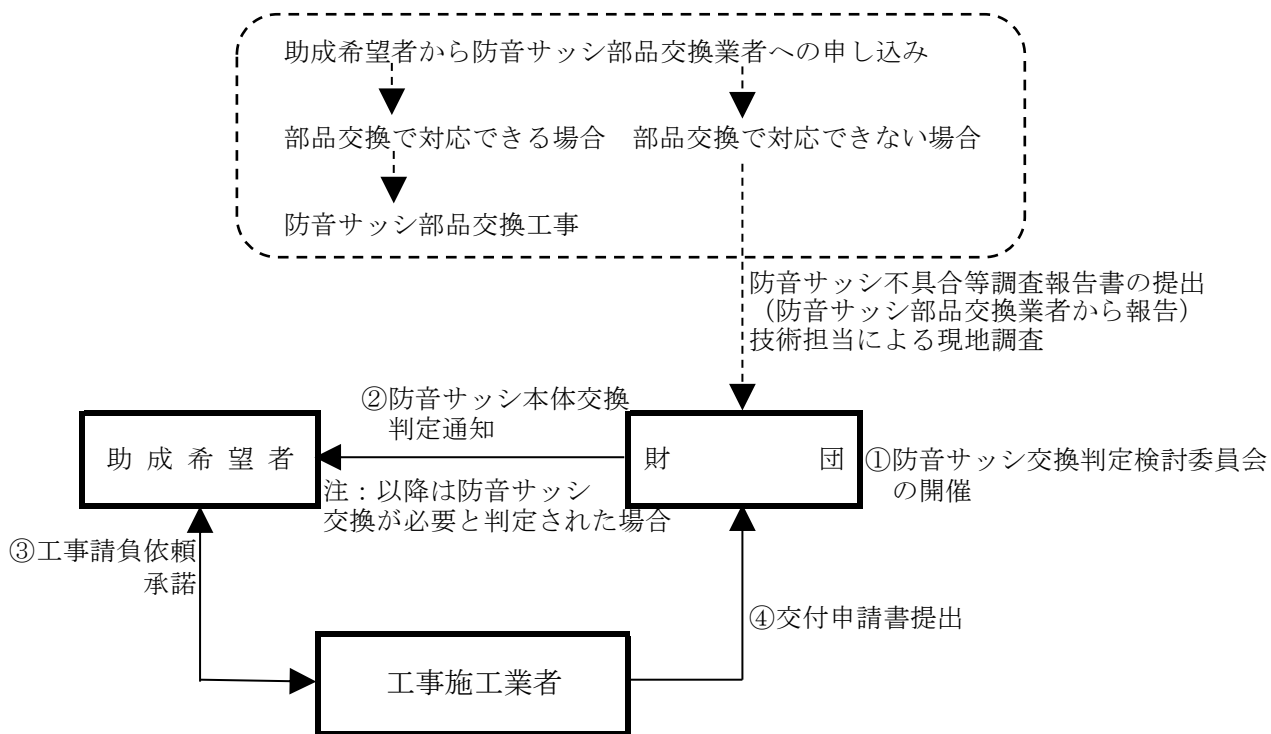
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

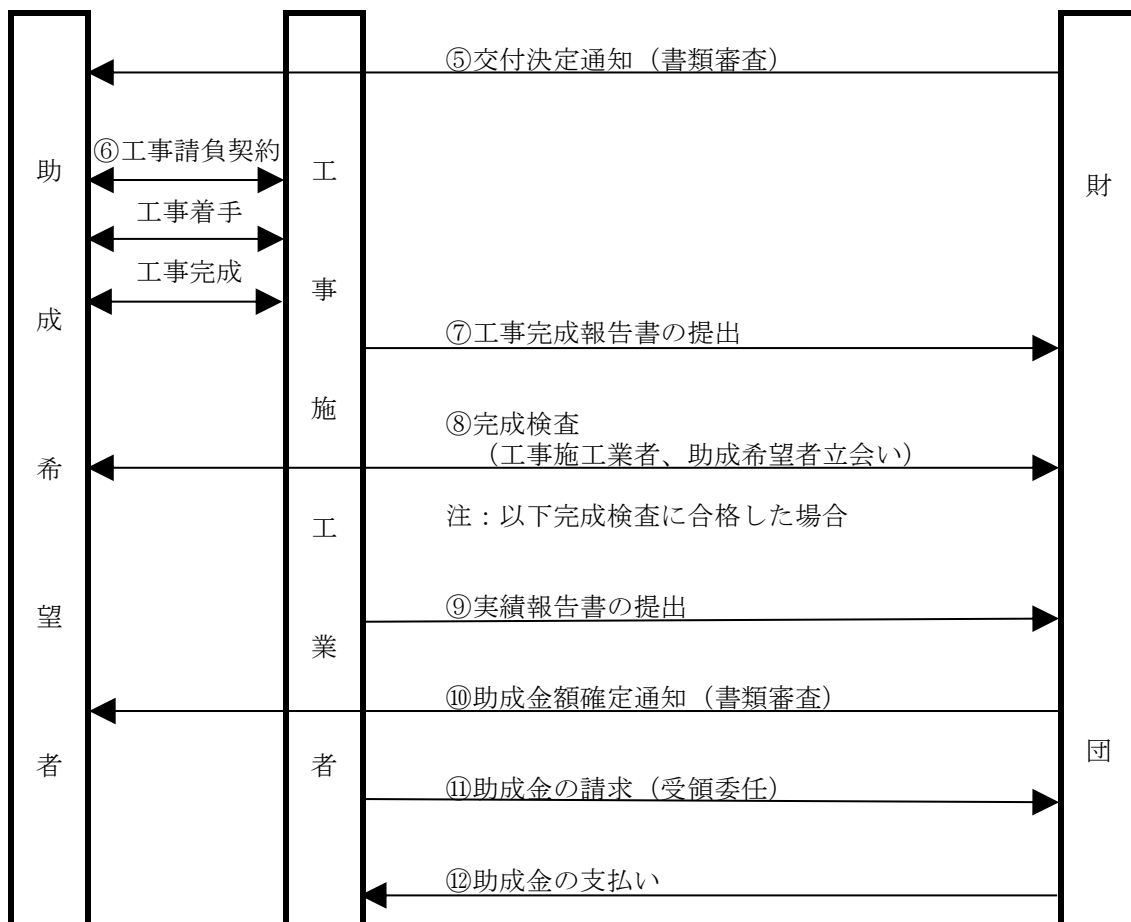
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

◎申し込みから交付申請まで



◎交付決定から支払いまで



別表 1

防音サッシ本体交換工事（防音サッシ交換工事）費用助成額等一覧

区 分		横×縦 (mm)	限度額 (円)	助 成 の 額
B 工 法 ・ B 2 工 法	戸袋含む	1650×1750	475,000	<p>助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれぞれに掲げる額</p> <p>1 工事費の額が限度額以下の場合 工事費の額に100分の95を乗じて得た額</p> <p>2 工事費の額が限度額を超える場合 限度額に100分の95を乗じて得た額 ただし、B工法にあつては上記の額に次の場合に応じそれぞれに掲げる額を加えた額</p> <p>(1) 工事費の額が限度額以下の場合 当該工事をC工法で実施した場合に得られる工事費（以下「C工法換算工事費」という。）を、当該工事費の額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額</p> <p>(2) 工事費の額が限度額を超える場合 C工法換算工事費から当該工事費と当該限度額との差額を控除した額を、当該限度額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額</p> <p>3 上記の規定にかかわらず住宅の所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者であるときは、助成の額を工事費とする。</p>
		2650×1750	699,000	
		3450×1750	779,000	
		1650×2350	551,000	
		2650×2350	807,000	
		3450×2350	920,000	
	戸袋なし	1650×1750	308,000	
		2650×1750	457,000	
		3450×1750	511,000	
		1650×2350	357,000	
		2650×2350	529,000	
		3450×2350	600,000	
C 工 法 ・ C 2 工 法	戸袋含む	1650×1750	364,000	
		2650×1750	459,000	
		3450×1750	563,000	
		1650×2350	418,000	
		2650×2350	532,000	
		3450×2350	649,000	
	戸袋なし	1650×1750	256,000	
		2650×1750	343,000	
		3450×1750	428,000	
		1650×2350	310,000	
		2650×2350	414,000	
		3450×2350	520,000	

別表 1 - 2

防音サッシ本体交換工事（玄関用防音サッシ交換工事）費用助成額等一覧

区 分		横×縦 (mm)	限度額 (円)	助 成 の 額
B 工 法 ・ B 2 工 法	玄関用 防音扉	800×1700	459,000	<p>助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれぞれに掲げる額</p> <p>1 工事費の額が限度額以下の場合 工事費の額に100分の95を乗じて得た額</p> <p>2 工事費の額が限度額を超える場合 限度額に100分の95を乗じて得た額 ただし、B工法にあっては上記の額に次の場合に応じそれぞれに掲げる額を加えた額</p> <p>(1) 工事費の額が限度額以下の場合 当該工事をC工法で実施した場合に得られる工事費（以下「C工法換算工事費」という。）を、当該工事費の額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額</p> <p>(2) 工事費の額が限度額を超える場合 C工法換算工事費から当該工事費と当該限度額との差額を控除した額を、当該限度額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額</p> <p>3 上記の規定にかかわらず住宅の所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者であるときは、助成の額を工事費とする。</p>
		1000×1700	494,000	
		800×2200	496,000	
		1000×2200	524,000	
	玄関用 引戸	1650×1750	481,000	
		2650×1750	534,000	
		3450×1750	590,000	
		1650×2350	518,000	
		2650×2350	633,000	
		3450×2350	690,000	
C 工 法 ・ C 2 工 法	玄関用 防音扉	800×1700	393,000	
		1000×1700	413,000	
		800×2200	418,000	
		1000×2200	452,000	
	玄関用 引戸	1650×1750	421,000	
		2650×1750	463,000	
		3450×1750	517,000	
		1650×2350	482,000	
		2650×2350	536,000	
		3450×2350	612,000	

別表 2

防音サッシ本体交換工事（防音室ドア交換工事）費用助成額等一覧

単位：円

区 分	限 度 額	助 成 の 額
防音室ドア	6 3 3,0 0 0	<p>助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれぞれに掲げる額</p> <p>1 工事費の額が限度額以下の場合 工事費の額に100分の95を乗じて得た額。ただし、住宅の所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）であるときは、工事費の額とする。</p> <p>2 工事費の額が限度額を超える場合 限度額に100分の95を乗じて得た額。ただし、住宅の所有者等が被保護者等であるときは、工事費の額とする。</p>

別表 3

防音サッシ本体交換工事

単位：千円

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B工法	3, 6 0 0	5, 1 0 0	6, 7 0 0	8, 3 0 0
C工法	1, 7 0 0	2, 5 0 0	3, 3 0 0	4, 2 0 0

助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれぞれに掲げる額

- 1 工事費の額が限度額以下の場合
 工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- 2 工事費の額が限度額を超える場合
 限度額に100分の95を乗じて得た額
- 3 工事費の累積額が限度額を超える場合
 限度額から、公益法人設立登記日（平成24年12月3日）以降に助成対象となった工事費の合計額を差し引いた額に100分の95を乗じて得た額
- 4 上記の規定にかかわらず住宅の所有者等が被保護者等であるときは、工事費の額とする。

注1 : 限度額は、公益法人設立登記日以降に助成対象となる工事費の合計額（累積額）に対して適用するが、再助成後は累積額をリセットする。

注2 : 工法・世帯人数は、防音工事を行った当時の基準とする。

防音サッシ本体交換判定通知書

財成空共第 号
年 月 日

〇〇市・町〇〇

様

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 印

年 月 日付で防音サッシ部品交換業者から報告のありました、防音サッシ本体交換工事の実施について、判定の結果助成対象者として下記のとおり認定いたしましたので通知いたします。

つきましては、工事の設計見積等を実施し、年 月 日までに当財団に助成金の交付申請をして下さい。

記

- 1 認定する住宅の所在地
- 2 認定する民家防音工事の種類
- 3 認定する民家防音工事の工法
- 4 本体交換可能箇所

防音サッシ本体交換工事助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号 () -
連絡先 () -

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第9条の規定により、下記のとおり防音サッシ本体交換工事に係る助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成事業の目的及び種別 航空機騒音に係る防音工事により取り付けられた防音サッシ本体の交換
- 2 防音サッシ本体交換工事
構造 造 階建

単位：円

区 分	経 費 所 要 額	経 費 負 担 の 内 訳		
		財団助成金	自己資金	その他
防音サッシ本体 交換工事費	()			

注：() 内は消費税分で内数である。

- 3 防音工事实施年月日 年 月 日
- 4 工事着手予定日 年 月 日
工事完了予定日 年 月 日
- 5 住宅の所在地 _____
- 6 工事施工業者名 _____
- 7 設計書及び実施仕様書（別添のとおり）
- 8 添付書類
 - (1) 印鑑証明書 1 通
 - (2) 防音サッシ本体交換工事業者選定書（別紙 1 2）
 - (3) その他必要と認められるもの
- 9 防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第24条（裏面に条文記載）の規定中の再助成を受け
る場合は、助成額の一部を返還することに同意します。

氏 名 _____ 印 _____

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領（抜粋）

（助成金残存額の返還）

第24条 助成事業者（助成を受けた者）が、防音サッシ本体交換工事を実施した住宅の完成検査日から10年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、次に定めるとおりサッシ本体部分の残存価格を返還するものとする。

（1） 残存価格は、再助成の完成検査日より過去10年以内に施工した防音サッシ本体交換工事の助成額の累計がB工法で200万円以上、C工法、谷間工法及び準谷間工法で100万円以上の場合は、防音サッシ本体交換工事の完成検査日から10年を耐用年数として、定額法により算出する。

（2） 火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団財務規程（抜粋）

（納入通知書）

第30条 収入をするときは、寄附金、出捐金、補助金、負担金その他その性質上納入の通知を必要としない収入を除き、納入の通知をしなければならない。

2 納入の通知をするときは、納入通知書（別記第1号様式）により行わなければならない。

（納入通知書の納入期限）

第31条 前条に規定する納入通知書に記載する納入期限は、納入通知書の発付の日から30日以内の日としなければならない。ただし、当該納入期限が次の各号に掲げる日（以下この条及び次条において「休日等」という。）に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を納入期限とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

（督促）

第32条 納入期限までに納入金の納入がないときは、別に定めるものを除き、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促は、納入期限経過後20日以内に督促状（以下「督促状」という。）（別記第2号様式）により行わなければならない。

3 第1項に規定する期限の指定は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日としなければならない。ただし、当該期限が休日等に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を期限とする。

防音サッシ本体交換工事助成金交付決定通知書

(年度 第 回)

財成空共第 号
年 月 日

市・町

様

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 印

年 月 日付けで申請のあった防音サッシ本体交換工事に対する助成金については、防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第9条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定の内容

- (1) 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容は、申請書記載のとおりとする。
- (2) 助成事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

単位：円

区 分	助成事業に要する経費	助成金の額	自己負担額
防音サッシ本体交換工事費			

2 助成金交付の条件

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって防音サッシ本体交換工事を遂行すること。
- (2) 助成事業に要する経費その他助成事業の内容の変更をする場合においては、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業が完了予定日までに完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該助成事業の完了の日の属する公益財団法人成田空港周辺地域共生財団の事業年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 防音サッシ本体交換工事により住宅に付加された防音サッシを理事長の承認を受けないで譲渡、交換、貸付け又は担保に供したり、目的外に使用してはならない。
- (7) 防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第24条（裏面に条文記載）の規定中の再助成を受ける場合は、助成額の一部を返還しなければならない。

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領（抜粋）

（助成金残存額の返還）

第24条 助成事業者（助成を受けた者）が、防音サッシ本体交換工事を実施した住宅の完成検査日から10年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、次に定めるとおりサッシ本体部分の残存価格を返還するものとする。

- （1） 残存価格は、再助成の完成検査日より過去10年以内に施工した防音サッシ本体交換工事の助成額の累計がB工法で200万円以上、C工法、谷間工法及び準谷間工法で100万円以上の場合は、防音サッシ本体交換工事の完成検査日から10年を耐用年数として、定額法により算出する。
- （2） 火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団財務規程（抜粋）

（納入通知書）

第30条 収入をするときは、寄附金、出捐金、補助金、負担金その他その性質上納入の通知を必要としない収入を除き、納入の通知をしなければならない。

2 納入の通知をするときは、納入通知書（別記第1号様式）により行わなければならない。

（納入通知書の納入期限）

第31条 前条に規定する納入通知書に記載する納入期限は、納入通知書の発付の日から30日以内の日としなければならない。ただし、当該納入期限が次の各号に掲げる日（以下この条及び次条において「休日等」という。）に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を納入期限とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

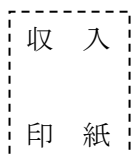
（督促）

第32条 納入期限までに納入金の納入がないときは、別に定めるものを除き、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促は、納入期限経過後20日以内に督促状（以下「督促状」という。）（別記第2号様式）により行わなければならない。

3 第1項に規定する期限の指定は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日としなければならない。ただし、当該期限が休日等に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を期限とする。

工 事 請 負 契 約 書



注 文 者

(以下「甲」という。)

請 負 者

(以下「乙」という。)

として、この契約書と添付の図面及び仕様書によって工事請負契約を締結します。

1. 工 事 名 _____ 邸 _____ 工事
2. 工事場所 _____
3. 工 期 着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日
完成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
4. 請負代金額 金 _____ 円也
うち取引に係る消費税額 金 _____ 円

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項、第 29 条及び地方税法第 72 条の 77、第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。

以上この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 (注 文 者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

乙 (請 負 者) 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

(総 則)

第1条 甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

(請 負 者)

第2条 乙は、この工事の図面及び仕様書に従い、頭書の請負代金額をもって前記の期間内に工事を完了しなければならない。図面又は仕様書について、疑いを生じたとき又は適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ甲に申し出てその指示を受ける。

2 乙は、契約締結のうち、工事費内訳明細書、工程表及び工事概要図をすみやかに甲に提出して、その承認を受けなければならない。

3 工事費内訳明細書に、誤記、違算、脱漏等があっても、そのために請負代金額を変えない。

(一括委任と一括下請負)

第3条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

(権利義務の承継等)

第4条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、工事目的物及び工事現場に搬入した検査済の工事材料は、これを第三者に売却し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(設計監理者)

第5条 甲は、設計監理者を定めたときは、乙に通知するものとする。当該設計監理者が甲の承諾する代理人又は現場係員をおく場合も同様とする。

2 設計監理者は、この契約書に基づく甲の権限に関し、甲から委託された権限を有する。

(現場代理人)

第6条 乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間などの工事現場の運営に関する重要な事項については、甲と協議する。

(工事関係者についての異議)

第7条 甲は、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者がいるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。

2 乙は、甲の定める設計監理者が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

3 乙は、甲の定める設計監理者の代理人又は現場係員が工事の監理について著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立て、交代を求めることができる。

(乙の請求による工期の延長)

第8条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第9条 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲の負担とする。

(第三者の損害)

第10条 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(損害保険)

第11条 乙は、工事目的物及び関連する建物等について、使用管理上のものは勿論のこと、管理外の部分についても法律上賠償責任が発生するおそれがあるものについて損害保険を付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、工事が完了したときは、ただちに甲に通知し、甲の検査を受け、検査に合格しないときは、乙は工期内又は甲の指定する期間内にこれを補修又は改造して再検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、ただちに甲に書面をもって当該目的物の引渡しを行わなければならない。

3 乙は、引渡期日までに、仮設物の取払いその他後片付けなどの処置を行わなければならない。

(請負代金の支払い)

第13条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、速やかに請負代金を支払うものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が正当な理由なく、着手期間を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) その他、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達するこ

とができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙に損害の賠償を求めることができる。工事の出来形部分については甲の所有とし、甲乙協議してこれを精算する。

(かし担保)

第 15 条 乙は、引渡しの日から 2 年以内に、工事目的物のかしによって、滅失又はき損が発生したときは、そのかしを補修し又は補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償をしなければならない。ただし空調機等の保証期間は、そのメーカーの保証書による。

- 2 前項において、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合に乙が補修又は損害の賠償をしなければならない期間は、10 年とする。

(紛争の解決)

第 16 条 この契約について紛争が生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方又は一方からあっせん、調停又は仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあっせん又は調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。

(補則)

第 17 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めることとする。

防音サッシ本体交換工事実績報告書

年 月 日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

申請者 住 所
氏 名

防音サッシ本体交換工事について、防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第 16 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---------------------------|--------|-------------|
| 1 助成事業名 | 年度 第 回 | 防音サッシ本体交換工事 |
| 2 助成事業の経費 | | 円 |
| 内訳 助成金額 | | 円 |
| 負担金額 | | 円 |
| 3 助成金交付決定額及び精算額 | | |
| 交 付 決 定 額 | | 円 |
| 精 算 額 | | 円 |
| 差 引 額 | | 円 |
| 4 関係書類 | | |
| (1) 工程写真 (工事前、工事中及び工事完成時) | | |

防音サッシ本体交換工事助成金給付申請書

年 月 日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

申請者 住 所
氏 名

印

年 月 日付け第 号で助成金確定通知のあった助成金を、防音サッシ本体交換工
事助成事業実施要領第 18 条の規定の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 助成事業名 _____ 年度 第 _____ 回 防音サッシ本体交換工事
- 2 請求金額 _____ 円
- 内 訳 工 事 費 _____ 円

委 任 状	
金 額	円也
委 任 者	住 所
	氏 名 印
私儀、上記記載の防音サッシ本体交換工事助成金 の 受領に関する権限を下記記載の受任者に委任します。	
受 任 者	住 所
	氏 名 印
年 月 日	
備 考	

送 金 依 頼 書

年 月 日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

住所

氏名

印

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団から当方に支払われる金 円の防音サ
ッシ本体交換工事助成金は、下記振込指定金融機関の預金口座に振込のときをもって当方が受領し
たものと認め、当方の領収書は、振込金融機関が公益財団法人成田空港周辺地域共生財団に発行す
る振込済みを証する書面をもって代えることといたします。

記

- 1 送 金 方 法 電信振込（普通）
- 2 振込指定金融機関 金融機関名 _____
本店・支店・支所名 _____
- 3 預 金 種 別 当座預金 ・ 普通預金
- 4 口 座 番 号 _____
- 5 口 座 名 義 (フリガナ) _____

- 6 預金口座指定回数 初 回 ・ 二回目以降
- 7 預金口座の変更 な し ・ あり（変更箇所： _____）

（注）該当箇所を○で囲むこと。

（注 2） 指定する振込金融機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。

防音サッシ本体交換工事施工業者選定書

年 月 日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

住 所

氏 名 印

今回申請の「防音サッシ本体交換工事」の工事施工業者については、以下のとおりです。

業 者 名 : _____

住 所 : _____

電 話 番 号 : _____